

3.6 施策の進捗状況まとめ

表 3.6.1 施策の進捗状況まとめ

施策メニュー		平成22年までの計画目標	施策の進捗状況(平成22年末時点)			
流域内対策	生活系負荷削減対策	下水道整備の推進	流域内人口1,217,157人に対し、82%(997,756人)の下水道水洗化人口普及率を達成する	平成22年末時点における流域全体の下水道水洗化人口普及率は82.2%となっており、清流ルネッサンスⅡの目標を達成	○	
		下水道接続率の向上	指導員の派遣等による下水道水洗化人口普及率の向上を図る	各市区町が、以下の取り組みを継続している 「下水道敷設時にパンフレット配布」「説明会の開催」「未接続世帯に対する普及活動・啓発活動」 「広報誌によるPR」「ホームページによるPR」「イベント等での啓発活動」	○	
		合併浄化槽の設置普及	合併処理浄化槽設置整備補助事業等による補助金の給付、広報等によるPR、説明会の開催等を実施し、下水道整備計画区域外における単独浄化槽及びびくみ取り便所からの転換を促進	さいたま市、川口市、越谷市、上尾市、伊奈町、桶川市、蓮田市では、合併浄化槽設置(新設、転換)の補助制度を設けており、広報誌やホームページでPRしている	○	
		既設単独及び合併浄化槽の維持管理の徹底	定期的に維持管理、清掃等を行い、浄化効率を維持する	・埼玉県では、平成21年1月から、浄化槽設置時に「浄化槽法定検査の検査依頼書」を提出するようになった ・各市区町においても講習会の開催や、広報誌(チラシ)やホームページを活用したPR、戸別訪問や通知書を送付するなどの取り組みもなされている	○	
		流域住民による家庭内負荷削減努力	生活雑排水(台所、風呂場等からの排水)の負荷を削減	・地域協議会では「生活排水対策社会実験」を実施 ・埼玉県では里川づくり県民推進事業による「台所排水の一斉取り組み」を実施 ・流域自治体では、イベントの開催ならびにリーフレット、広報誌を通じた啓発を実施	○	
		農業集落排水対策	市街化調整区域における排水処理の実施	・蓮田市の「上平野処理区」「高虫処理区」「駒崎・井沼処理区」「根金・貝塚処理区(流域外)」において供用開始済みである	○	
	事業系負荷削減対策	規制対象事業所の規制遵守	定期的に立ち入り調査を実施し、すべての事業所で基準値を遵守するよう排水等の監視、指導を適宜実施する	・都および県が関係市区町と協力して立ち入り調査を実施し、排水基準遵守に向けた監視、指導を継続している	○	
		規制対象事業所の規制拡大				
		指定施設の追加	平成14年4月から2業種を指定事業所として追加し、排水を規制	さいたま市では、平成21年4月1日から「さいたま市生活環境の保全に関する条例」を施行し、県条例で定めている指定排水施設に加え、新たに1施設を追加している	○	
		規制枠の拡大	平成14年4月から排水処理基準適用事業場を拡大(一律日平均排水量10m <sup>3</sup> /日以下)			
		排水規制の適用	日平均排水量10m <sup>3</sup> /日未満の施設も緩い排水規制を適用			
		公害防止協定の遵守及び新規締結	協定等の内容を遵守し、排水規制及び監視を実施 必要に応じて排水量の大きい事業所との新規締結	協定を締結している事業所への立ち入り調査を実施し、排水基準遵守に向けた監視、指導を継続している	○	
	健全な水循環対策	未規制事業所の排水負荷削減対策	指導員の派遣等啓発活動や監視を強化し、未規制事業所の排水水質の改善 排水口等の水質監視を適宜実施	埼玉県では、平成17年度から、排水基準適用外の一部の小規模事業所に対しても「小規模事業所排水指導指針」に基づき、適正な排水処理施設を設置するよう指導している	○	
		雨水貯留浸透マスの設置 透水性舗装等の推進		・雨水浸透ますおよび透水性舗装の設置実績あり ・開発行為に対する雨水貯留施設設置の指導や補助制度あり	○	
河川内対策	浄化施設	既設浄化施設の適正な運用	既設の8箇所について安定的、効果的、効率的に運用	・全施設が稼働を継続しており、一定の浄化効果を示している	○	
		浄化施設の新規設置	新規に1施設を設置(既設と併せ、合計処理水量1.137m <sup>3</sup> /s)	・埼玉県が、綾瀬川とことんファースト脱出大作戦の中で水質浄化施設設置に向けた浄化実験を実施	○	
	浚渫事業	引き続き計画的に実施	・国土交通省では、平成16年度までに、綾瀬川本川の直轄管理区間の底泥浚渫を完了している ・埼玉県では、綾瀬川本川ならびに支川において底泥浚渫を継続中 ・東京都では、ルネッサンスⅡ以前に綾瀬川本川ならびに支川の浚渫を実施	○		
	透視度改善施策	浄化施設等と併せた改善施策を計画的に実施	・支川からの有機汚濁物質の負荷軽減による透視度改善を目的とした簡易浄化施設の設置検討を実施	○		
	下水処理水の活用	元荒川水循環センターから非灌漑期(11月1日～3月31日)に0.3m <sup>3</sup> /sの放流	平成21年11月以降は放流を一時停止 現在、処理場内にある見学用のピオトープ水路に高度処理水を放流しており、この水を活用した再放流について検討中、今後地元との調整を予定している。	○		
	浄化用水の導入	荒川導水	計画導水量:綾瀬川1.17m <sup>3</sup> /s、伝右川0.60m <sup>3</sup> /s、毛長川0.12m <sup>3</sup> /s	平成15年に施設が完成し、機能確認等を行いながら導水を実施	○	
		綾瀬川放水路	綾瀬川の水質悪化時に導水運用	浄化目的の稼働は平成12年度までに計109回実施	○	
河川環境等の維持・保全対策	自然再生	多自然川づくり	河川改修時に多自然型工法を採用した生物の生息環境の保全	越谷市が末田落しの改修工事に合わせて多自然型護岸整備を実施	○	
		ピオトープの整備	綾瀬川本川(大曾根地区)及び桑袋浄化施設の上部を利用し整備	・大曾根ピオトープは平成19年度に完成。完成後は市民主催の夏休み自然観察会等もおこなわれている ・桑袋ピオトープ公園は平成17年5月に開園。ピオトープや綾瀬川についての解説、イベントも開催されている	○	
		水生植物等の保全	現状の水生植物等については極力保全	綾瀬川流域内で見られる水生植物について保全が図られている	○	
水辺空間の整備	都市再生	地域と一体となった川づくりの推進	水辺と都市が連携した水辺都市再生を計画的に実施	草加市では、綾瀬川ラグーンの整備や「今様・草加宿」事業が推進されている	○	
		管理用通路・遊歩道等の整備	河川改修等に綾瀬川沿いを通行しやすいよう管理用通路や遊歩道等を整備	・埼玉県が、平成20年度より「水辺再生100プラン」を推進 ・古綾瀬川、圀川、辰井川、深作川、綾瀬川および伝右川等において良好な水辺環境の創出、親水性の向上等を目指している(古綾瀬川については完成)	○	
		護岸等の緑化 景観の保全	護岸につる性植物(ツタ)を植栽し、緑化を推進 流域の良好な景観の保全			
住民参画による水環境改善への取り組み	水環境意識の向上	綾瀬川流域クリーン大作戦、綾瀬川みんなで水質調査	継続的な実施を行い、実施地点や参加者数を増大	・綾瀬川クリーン大作戦は、平成元年にスタート、その後毎年継続して実施 ・みんなで水質調査も継続して実施している	○	
		彩の国水すまじクラブ等ネットワーク構築、彩の国リバーサポート制度の活用	流域住民や浄化団体等の相互交流及び連携等を支援	・水すまじクラブの登録団体数:25団体(H14末)→106団体(H22末)、清流ルネッサンスⅡ当初と比べ4倍以上の登録数 ・リバーサポート制度:H22末現在、綾瀬川流域内において10団体と締結。各団体が月数回の頻度で清掃活動や水質調査を実施、埼玉県は軍手やビニール袋の支給、保険の加入、関係市は収集したゴミの処分を行うなどの支援をしている	○	
	住民参画の促進	不法投棄・ゴミ対策	立て看板の設置、ゴミマップ作り等の啓発活動の推進	・川の中に不法に投棄された自転車を引き上げる活動が継続されている ・ゴミ捨てを禁止する看板による啓発がなされている	○	
		住民参画の促進	住民団体によるモニタリング	水質、生物、ゴミの多地点におけるモニタリングの実施 小学校などの総合学習におけるモニタリングによる水環境改善の啓発		
			水環境モニター制度	多地点・多指標による水環境の観測・データの蓄積	・平成16年度より「水環境モニター制度」を開始 ・毎年、流域内の約50地点がモニタリングされている	○
住民参画のための取り組み	親子見学会、ホームページ等による広報等の実施		・平成17年度からは、「モニター交流会」や「流域見学会」を開催し綾瀬川の水環境に関する意見交換や現地見学を実施			
住民参画を促進する枠組み	多様な年齢層による多様な取り組みの実施		・平成21年からは会報誌(年4回予定)も発行している			
住民団体の育成、活動支援	団体活動に対する補助や助成等の実施 エコツアー等の自治体独自の施策の継続的な実施					

【施策の進捗状況】○:平成22年末現在、計画目標に対し進捗が良好である  
△:平成22年末現在、計画目標に対し進捗が遅れている